

「瀬戸の都・高松」ロゴマークの使用に関する基準

（趣旨）

第1条 この基準は、「瀬戸の都・高松」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用及び管理を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準においてロゴマークとは、別図第1に掲げるものをいう。

（使用申請）

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、別に定める「瀬戸の都・高松」ロゴマーク使用申請フォームより、使用開始日の2週間前までに、市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請を行うときは、使用状況が確認できる資料を添付しなければならない。

（使用の決定及び通知）

第4条 市長は、第3条第1項に規定する申請を受理したときは、ロゴマークと事業の親和性及び第9条各号に該当しないことを確認するものとする。

2 市長は、ロゴマークの使用の可否を決定したときは、別に定める「瀬戸の都・高松」ロゴマーク使用（不使用）決定通知書により申請者に通知するものとする。

（使用者の責任）

第5条 使用者は、ロゴマークの使用に関する一切の責任を負うものとする。

（使用の制限）

第6条 商標法（昭和34年法律第127号）第2条に該当するロゴマークの使用については、原則として、商標法施行令（昭和35年政令第19号）別表第

- 1 6 類に掲げる指定商品に限るものとする。
- 2 庁内において、施行日以降の新たな使用は認めない。ただし、既にロゴマークを使用している物品等の在庫がある場合等は、当分の間、別に定める「瀬戸の都・高松」ロゴマーク使用届出フォームにより、市長に届出をした上で、使用することができるものとする。
- 3 前項に規定する届出を行うときは、使用状況が確認できる資料を添付しなければならない。

(使用期間)

第7条 ロゴマークの使用期間は、申請又は届出のあった日から当該年度の3月31日までを限度とする。

- 2 使用者は、申請又は届出のあった使用期間を超えてロゴマークを使用するときは、当該使用期間の満了する日までに、第3条第1項に規定する申請又は第6条第2項に規定する届出をしなければならない。

(使用の対価)

第8条 ロゴマークの使用の対価は、徴収しないものとする。

(使用の差止め)

第9条 市長は、ロゴマークの使用が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を差し止めるものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 自己の信用を高めるために使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 政治・思想・宗教の活動に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

- (6) 不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (7) 暴力団又はその利益となる活動を行っているものの利益になるために使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (8) 本市の品位を傷つけるものとして使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (9) 市の事業、市が認めた関連事業を推進する上で支障となるものとして使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (10) 青少年の健全育成にとって有害であるものとして使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (11) 前各号に掲げる場合のほか、ロゴマークの使用を不適當と認めるとき。

(使用申請及び届出の公表)

第10条 市長は、毎年5月31日までに、前年度における使用及び届出の内容をホームページ等で公表するものとする。

(委任)

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和7年2月20日から施行する。
- 2 改正後のこの基準は、施行日以後の申請について適用し、同日前の届出については、なお従前の例による。

第2条関係
(別図第1)

